

証券コード9647  
2025年2月10日  
(電子提供措置の開始日 2025年2月5日)

株 主 各 位

東京都渋谷区笹塚1丁目62番11号  
株式会社協和コンサルタンツ  
代表取締役社長 山本 満

## 第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第64回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

- 当社ウェブサイト <https://www.kyowa-c.co.jp/>  
※メニューよりIR情報の「招集ご通知」をご覧ください。



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

- 東京証券取引所ウェブサイト  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>  
※会社名または証券コード(9647)を入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を選択ください。



なお、ご出席に代えて、書面により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年2月26日(水曜日)午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年2月27日(木曜日)午前10時 (受付開始:午前9時30分)
2. 場 所 東京都千代田区神田須田町一丁目25番  
J R 神田万世橋ビル ステーションコンファレンス万世橋 4階 HALL  
(会場が前回と異なっておりますので、詳しくは最終頁ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

1. 第64期（自2023年12月1日 至2024年11月30日）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類  
監査結果報告の件
2. 第64期（自2023年12月1日 至2024年11月30日）  
計算書類報告の件

#### 決議事項 議案

剰余金の処分の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

# 事業報告

(自 2023年12月1日)  
(至 2024年11月30日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用が改善し、物価高による実質賃金の低迷で伸び悩んでいた個人消費に持ち直しの兆しがみられたことに加え、良好な企業業績も重なって景気は回復傾向にありました。しかしながら、地政学的リスクの高まりやトランプ大統領再選などの国際情勢の影響を受け、景気の先行きは不透明な状況になっております。

一方、当社グループ主力事業の建設コンサルタント事業は、社会インフラの点検・補修・補強業務などの防災・減災、国土強靱化関連の需要が引き続き堅調であったことに加え、「防衛力整備計画」を背景とする防衛施設整備関連等の需要が拡大したことで安定した受注環境にありました。他方、連結子会社が取り組む情報処理事業は、安定した需要があるものの、主要顧客である官公庁に限定すると、価格競争による厳しい受注環境にありました。

このような状況下、当社グループは、営業面では、業績目標の達成に必要な受注量の確保を最優先とする営業活動をグループ全体で推進し、建設コンサルタント事業と情報処理事業共に前年同期を上回る成果を上げることができました。特に、建設コンサルタント事業の受注高の伸びが著しく、これは、当第2四半期連結会計期間から当第3四半期連結会計期間にかけて、防衛省等で複数年契約の大型案件を数件受注したことによるものであり、連結受注高を大きく牽引する要因となりました。

また、生産面では、建設コンサルタント事業は引き続き生産体制拡充と生産性向上に努めながら生産コストを縮減し、情報処理事業は価格競争の影響を最小限とするよう生産コストを縮減したことに加え、グループ全体で販売費および一般管理費も一層のコスト縮減を徹底し、連結各利益で前年同期を上回る成果を上げることができました。

なお、当連結会計年度は、受注高の増加に比べて売上高の増加が少なくなっておりますが、これは次期以降の売上高として計上される予定の繰越手持ちが増加していることによるものであります。

この結果、当連結会計年度の業績は、受注高9,906百万円（前年同期比22.3%増）、売上高8,061百万円（前年同期比5.0%増）、経常利益759百万円（前年同期比15.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益512百万円（前年同期比27.3%増）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

(建設コンサルタント事業)

主力事業であります建設コンサルタント事業は、受注高8,261百万円（前年同期比25.8%増）、売上高6,514百万円（前年同期比6.0%増）、営業利益874百万円（前年同期比13.6%増）となりました。

(情報処理事業)

情報処理事業は、受注高1,642百万円（前年同期比7.5%増）、売上高1,543百万円（前年同期比0.8%増）、営業利益13百万円（前年同期比569.1%増）となりました。

(不動産賃貸・管理事業)

不動産賃貸・管理事業は、当社子会社が主に連結グループ内企業に対してサービスを提供している事業で、受注高3百万円（前年同期比9.2%減）、売上高3百万円（前年同期比9.2%減）、営業利益25百万円（前年同期比7.4%増）となりました。

(注) 上記セグメント別の売上高は、外部顧客に対する売上高のみを表示しております。セグメント別の営業利益は、外部顧客に対する額に加え、セグメント間の額を含めて表示しております。

- (2) **設備投資等及び資金調達の状況**  
特に記載すべき事項はありません。
- (3) **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**  
特に記載すべき事項はありません。
- (4) **事業の譲受けの状況**  
特に記載すべき事項はありません。
- (5) **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**  
特に記載すべき事項はありません。
- (6) **他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**  
特に記載すべき事項はありません。

## (7) 財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第61期 2021年11月期	第62期 2022年11月期	第63期 2023年11月期	第64期 (当連結会計年度) 2024年11月期
受 注 高 (百万円)	7,703	7,948	8,099	9,906
売 上 高 (百万円)	7,329	7,744	7,679	8,061
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	269	324	402	512
1株当たり当期純利益 (円)	461.60	554.94	688.92	876.87
総 資 産 (百万円)	7,104	7,130	7,077	7,421
純 資 産 (百万円)	2,549	3,094	3,486	3,997

### ②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第61期 2021年11月期	第62期 2022年11月期	第63期 2023年11月期	第64期 (当期) 2024年11月期
受 注 高 (百万円)	6,130	6,166	6,381	8,261
売 上 高 (百万円)	5,848	5,889	5,996	6,521
当 期 純 利 益 (百万円)	210	285	384	504
1株当たり当期純利益 (円)	359.64	487.55	657.22	863.35
総 資 産 (百万円)	6,255	6,145	6,182	6,393
純 資 産 (百万円)	1,977	2,395	2,778	3,281

## (8) 対処すべき課題

当社グループ主力事業の建設コンサルタント事業は、主要顧客が官公庁であることから、顧客満足度の向上と業務実績の積み上げが必要不可欠です。このため、技術力と品質の向上を図り、安定した受注により業務実績を蓄積することが業績の維持・拡大に重要な要素となると考えております。

また、建設コンサルタント事業の現在の受注環境は、防災・減災、国土強靱化関連に加え、防衛省の基地整備関連も引き続き高い水準の需要があることから、今後も良好な受注環境が持続するものと考えております。

このような状況下、当社グループは、対処すべき課題として次の4点を掲げ、全社一丸となって中期的な業績目標の達成を目指します。

- ① (受注量の確保) 従来型の営業手法に加え、技術部門と営業部門が連携して技術提案営業を推進し、中期目標の達成に必要な受注量を確保する。
- ② (収益性の向上) 技術部門の横連携をさらに深化させ、業務量の平準化により生産性の向上と外注費等を削減する。また、販管費についても徹底して無駄を排除し、もう一段階の収益性の向上を目指す。
- ③ (技術力向上と品質管理) 社会ニーズの変化に柔軟に対応し、新規案件にも積極的に挑戦して業務実績を蓄積する。また、ICT技術を積極的に活用して生産性を向上しつつ、ISO9001の確実な運用により品質管理を徹底する。
- ④ (体制強化と人材育成) 良好な受注環境下で確実に受注に結びつけられるよう、経験豊富な技術者を積極採用しつつ、若手技術者も積極採用し、受注・生産キャパシティの強化と次世代を担う人材開発を強力に推進する。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 重要な親会社の状況

当社は親会社を有していないため、記載すべき事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ケーイーシー商事	30,000千円	100.00%	不動産賃貸・管理事業
株式会社ケー・デー・シー	70,000千円	53.59%	情報処理事業

## (10) 主要な事業内容（2024年11月30日現在）

当社グループは、当社及び子会社3社により構成されており、建設コンサルタント事業（道路・橋梁・河川砂防・上下水道・空港港湾等の建設事業全般における企画・計画、調査・測量、設計、施工管理）を主要事業としているほか、情報処理事業及び不動産賃貸・管理事業を営んでおります。

事業内容と当社及び子会社の当該事業にかかる位置付け並びに事業の種類別セグメントの関連は、次のとおりです。

区 分	主 要 業 務	主 要 な 会 社
建設コンサルタント事業	国内外における土木・建築に関する調査・設計及び施工管理業務等	当社
情報処理事業	情報処理サービス業務 人材派遣業務 情報処理機器の販売及びソフトウェアの開発・販売等	(株) ケー・デー・シー
不動産賃貸・管理事業	不動産賃貸、管理業務等	(株) ケーイーシー商事



## (11) 主要な事業所等 (2024年11月30日現在)

### ① 当社

本 社 : 東京都渋谷区笹塚1丁目62番11号 KECビル  
事業部 : 国際事業部 (東京都渋谷区)  
一級建築士事務所 (東京都渋谷区)  
支社等 : 東京支社 (東京都渋谷区) 東北支社 (宮城県仙台市)  
九州支社 (福岡県福岡市) 技術センター (福岡県糟屋郡志免町)  
営業所等 : 関西支店 (大阪府大阪市)  
青森営業所 (青森県青森市) 岩手営業所 (岩手県盛岡市)  
秋田営業所 (秋田県秋田市) 山形営業所 (山形県山形市)  
福島営業所 (福島県郡山市) 相馬営業所 (福島県相馬市)  
茨城営業所 (茨城県龍ヶ崎市) 関東営業所 (埼玉県さいたま市)  
千葉営業所 (千葉県千葉市) 横浜営業所 (神奈川県横浜市)  
新潟営業所 (新潟県長岡市) 山梨営業所 (山梨県甲府市)  
中部営業所 (愛知県名古屋市) 豊田営業所 (愛知県豊田市)  
豊橋営業所 (愛知県豊橋市) 和歌山営業所 (和歌山県和歌山市)  
滋賀営業所 (滋賀県大津市) 兵庫営業所 (兵庫県川西市)  
京都営業所 (京都府京都市) 中国営業所 (広島県広島市)  
山口営業所 (山口県山口市) 四国営業所 (高知県高知市)  
北九州営業所 (福岡県北九州市) 佐賀営業所 (佐賀県佐賀市)  
熊本営業所 (熊本県熊本市) 大分営業所 (大分県中津市)  
鹿児島営業所 (鹿児島県鹿児島市) 沖縄営業所 (沖縄県浦添市)

### ② 株式会社ケー・デー・シー

本 社 : 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号 虎ノ門4丁目MTビル2号館  
支 店 : 東日本支店 (東京都港区)  
中日本支店 (大阪府大阪市)  
西日本支店 (福岡県福岡市)

### ③ 株式会社ケーイーシー商事

本 社 : 東京都渋谷区笹塚1丁目62番11号 KECビル

**(12) 主要な借入先 (2024年11月30日現在)**

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	800,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行	200,000

千円

**(13) 従業員の状況 (2024年11月30日現在)**

当社グループの従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
212	2減

(注) 従業員数は、臨時従業員を含んでおりません。

当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (年)	平均勤続年数 (年)
168	10増	43.17	12.93

(注) 従業員数は、臨時従業員を含んでおりません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 2,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 586,100株  
(自己株式1,343株を含む)
- (3) 株 主 数 467名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
フ リ ー ジ ア ・ マ ク ロ ス 株 式 会 社	239	40.99
持 山 銀 次 郎	37	6.43
株 式 会 社 デ ジ タ ル ・ メ デ ィ ア 総 合 研 究 所	22	3.76
舌 間 久 芳	20	3.42
ヨ シ ダ ト モ ヒ ロ	17	2.98
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	14	2.39
吉 野 正 一	12	2.12
窪 津 晴 子	9	1.57
山 本 満	9	1.56
協 和 コ ン サ ル タ ン ツ 社 員 持 株 会	8	1.46

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2024年11月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 兼 統括本部長 取締役相談役	山 本 満 佐々木 ベ ジ	株式会社ケーイーシー商事代表取締役社長 フリージア・マクロス株式会社取締役会長 技研ホールディングス株式会社代表取締役 技研興業株式会社代表取締役 夢みつけ隊株式会社代表取締役 株式会社ピコイ代表取締役 株式会社セキサク代表取締役 Daito Me Holdings Co., Ltd. 董事長 フリージアホールディングス株式会社代表取締役 株式会社ユタカフードパック代表取締役 ソレキア株式会社取締役 株式会社ラビーヌ代表取締役
取 締 役	中 村 裕 一	常務執行役員東京支社長 株式会社ケー・デー・シー取締役
取 締 役	森 田 義 也	常務執行役員東北支社長
取 締 役	野 村 澄 人	執行役員営業企画室長兼新規事業推進室長 株式会社ケー・デー・シー取締役 株式会社ケーイーシー商事取締役
取 締 役	齋 藤 直 人	執行役員九州支社長
取 締 役	大 島 秀 二	公認会計士、税理士 メディキット株式会社社外監査役
取 締 役	河 村 穰 介	フリージア・マクロス株式会社取締役 フリージアハウス株式会社監査役
取 締 役	神 成 泰 孝	株式会社ピコイ執行役員
取 締 役	河 野 茂 樹	技研興業株式会社執行役員

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	山 本 信 孝	株式会社ケー・デー・シー監査役 株式会社ケーイーシー商事監査役
監 査 役	古 川 龍 一	弁護士
監 査 役	奥山 一寸法師	フリージア・マクロス株式会社代表取締役社長 フリージアトレーディング株式会社代表取締役 フリージア・オート技研株式会社代表取締役 Daito Me Holdings Co.,Ltd.総経理 ソレキア株式会社社外監査役 株式会社ラピーヌ取締役 株式会社ケーシー代表取締役 株式会社ピコイ取締役 技研興業株式会社監査役

- (注) 1. 取締役大島秀二氏、同河村穰介氏、同神成泰孝氏及び同河野茂樹氏は、社外取締役であります。大島秀二氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役古川龍一氏及び同奥山一寸法師氏は、社外監査役であります。古川龍一氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 代表取締役社長は、執行役員を兼務しております。
4. 常勤監査役山本信孝氏は、長年当社の経営管理部門において実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。  
持山銀次郎氏は、2024年2月28日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。  
取締役齋藤直人氏は、2024年2月28日開催の第63回定時株主総会で選任され就任いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	10名	99,719千円	
監 査 役	3名	8,925千円	
合 計	13名	108,644千円	

- (注) 1. 上記支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額7,994千円（取締役7,469千円、監査役525千円）を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、2001年2月27日開催の第40回定時株主総会において月額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。
4. 監査役の報酬限度額は、1991年2月27日開催の第30回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
5. 期末現在の人員数は、取締役10名、監査役3名であります。なお、上記の支給人員は、2024年2月28日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任された取締役1名を含み、無報酬の取締役1名を除いております。
6. 取締役の個別の報酬額の決定方針は、取締役会で決定しております。また、個別の取締役の報酬額は、株主総会で決定した報酬限度額の範囲内かつ、役員報酬に関する内規により役位別に定めた報酬上限の範囲内で担当職務の内容等を勘案して決定しております。個別の具体的な報酬額等については、上記内規に従って、取締役分については取締役会より委任を受けた代表取締役社長兼統括本部長が社外取締役の意見を聴いた上で決定しており、取締役会もその決定を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。監査役分については監査役の協議により決定しております。なお、当社の役員報酬の構成は、月額固定の基本報酬を100%としており、業績連動報酬及び非金銭報酬等は支給しておりません。
7. 取締役会は、代表取締役社長兼統括本部長山本満に対し取締役の個別の報酬額の決定を委任しております。委任している理由は、当社全体の業績を勘案しつつ、各取締役の担当職務や職務状況の評価を行うには同人が適切であると判断しているためであります。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、優秀な人材の確保、職務の執行における適切なリスクテイクを支えるため当社及び当社子会社（会社法上の子会社）の取締役、監査役および執行役員を被保険者として、取締役会において決議の上、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約において、被保険者が職務の執行につき行った行為（不作為も含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等について補填することとしております。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った場合は保証の対象外とする等、一定の免責事由があります。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役大島秀二氏が兼職しているメディキット株式会社と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

社外取締役河村穰介氏は、社外監査役奥山一寸法師氏が代表取締役社長であるフリージア・マクロス株式会社の取締役を兼務しております。同社は当社の議決権の40.99%を所有する筆頭株主のその他の関係会社であります。また、同氏はフリージア・マクロス株式会社が主要株主であるフリージアハウス株式会社の監査役を兼務しております。

社外取締役神成泰孝氏は、取締役佐々木ベジ氏が代表取締役である株式会社ピコイの執行役員を兼務しております。なお、同社と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

社外取締役河野茂樹氏は、取締役佐々木ベジ氏が代表取締役である技研ホールディングス株式会社のグループ会社（技研興業株式会社）の執行役員を兼務しております。なお、同社と当社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役古川龍一氏には、重要な兼職先はありません。

社外監査役奥山一寸法師氏は、フリージア・マクロス株式会社の代表取締役社長を兼務しており、同社は当社の議決権の40.99%を所有する筆頭株主のその他の関係会社であります。なお、同氏が兼職しているその他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。

## ② 主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況 並びに社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	大島 秀二	当事業年度開催の取締役会への出席率は100%で、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有益な指摘・意見を述べております。
取締役	河村 穰介	当事業年度開催の取締役会への出席率は92%で、建築・施工管理の業界で培った豊富な経験と知識から、当社の経営上有益な指摘・意見を述べております。
取締役	神成 泰孝	当事業年度開催の取締役会への出席率は100%で、建築・施工管理の業界で培った豊富な経験と知識から、当社の経営上有益な指摘・意見を述べております。
取締役	河野 茂樹	当事業年度開催の取締役会への出席率は100%で、主に土木・建築業界で培った豊富な経験と知識から、当社の経営上有益な指摘・意見を述べております。
監査役	古川 龍一	当事業年度開催の取締役会への出席率は100%、監査役会への出席率は100%で、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有益な指摘・意見を述べております。
監査役	奥山 一寸法師	当事業年度開催の取締役会への出席率は100%、監査役会への出席率は100%で、主に経営者としての幅広い見識と豊富な経験から、必要に応じ、当社の経営上有益な指摘・意見を述べております。

## ③ 報酬等の額

社外役員

6名

11,550千円



## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の氏名又は名称

海南監査法人

### (2) 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,600千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、また実質的にも区分できませんので、上記報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等について、当社の会計監査人と十分な協議を重ねた上で、監査報酬が決定されたものであることを確認し、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

## 5. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が、法令及び定款を遵守し、社会的責任並びに企業倫理の確立に努めるため、「倫理・コンプライアンス規定」を維持し、同規定に定められた行動規範に従い、社内研修等を通じて、コンプライアンス体制の維持、向上に努めております。

子会社は、当社の「倫理・コンプライアンス規定」と同等の規定を制定することで、社会的責任並びに企業倫理の確立に努めております。

内部監査室は、「内部監査規定」に基づき、当社及び子会社の社内業務が法令及び定款に合致して適切に実施されているかを定期的に監査しております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規定」その他社内規定に定めるところに従って適切に保存し管理しております。また、必要に応じて、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持するとともに適時適切に規定の見直しを図っております。

#### ③ 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

当社は、事業活動全般に係る様々なリスク、または不測の事態が発生した場合の損害、影響等を最小限にとどめるため、「リスク管理規定」に準じ、体制の整備と運用を図っております。

子会社は、当社の「リスク管理規定」と同等の規定を制定することで、事業活動全般に係る様々なリスク、または不測の事態が発生した場合の損害、影響等を最小限にとどめるための手段を講じております。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則月1回開催の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について効率的で迅速な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況を監督し、取締役の職務遂行の効率化を確保しております。

また、取締役会のほか、取締役と執行役員の一部で構成される常務会を、原則月1回開催し、取締役会が決定した基本方針に基づき、営業戦略、生産管理及び経営管理事項に関する審議を行うとともに、取締役と執行役員で構成される執行役員会を原則月1回開催

し、取締役会の方針に基づき、業務執行方針・計画等、事業部経営執行全般に関する諸問題の報告・審議等を行い、迅速かつ的確で効率的な意思決定による職務執行を確保する体制を維持しております。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、「関係会社管理規定」に従い、子会社及び関係会社に対し、その自主性を尊重しつつ、透明性のある適切な経営管理に努めております。また、当社グループは関係会社管理会議を原則月1回開催し、グループ経営の一体化を維持しております。  
内部監査室は、当社グループ各社に対しても、「内部監査規定」を準用して定期的に監査を実施しております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、当社は、事前に監査役会と十分な意見交換を行い、その意見を考慮して適切に対応しております。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保  
監査役を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下でのみ業務を遂行しております。なお、当該使用人の任命及び評価については、監査役の意見を尊重して決定しております。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
当社及び子会社の取締役または使用人は、当社グループに著しい影響を及ぼす事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為、その他これに準ずる事実並びにその恐れのある事実を知った場合、遅滞なく監査役に報告しております。また、内部監査室は、内部監査の過程において検出された上記事項の監査結果を監査役に報告しております。報告を受けた監査役は、監査役会の招集を要請し、その事実を遅滞なく報告しております。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要であると認められた場合に限り、速やかに当該費用または債務を処理しております。
- ⑩ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、取締役会のほか、会社の各会議に出席できるものとします。また、代表取締役及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行っております。その他、取締役、会計

監査人及び使用人は、監査役の監査の実効性を確保するため、全面的に協力しております。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制を構築し、それらを適切に整備・運用しております。

⑫ 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨み、一切関係を持っておりません。

また、不当要求等の問題が発生した場合には、警察及び関係機関や弁護士との連携を緊密に行い対応にあたります。

## (2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当社及び当社グループ会社は、上記に記載した「業務の適正を確保するための体制」を整備しており、その運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンス

当社及び当社グループ会社のコンプライアンスは適正に維持されております。なお、法令違反や不正行為等の未然防止を目的として運用しております内部通報システムへの通報件数も0件でありました。

② リスク管理体制

当社及び当社グループ会社の事業環境におけるリスクの識別、分析、評価は網羅的に実施されており、事業活動全般に係るリスクコントロール（リスクの受容、低減、移転、回避）は適切になされております。

③ 取締役の職務の執行

取締役は、取締役会のほか、取締役と執行役員の一部で構成される常務会及び取締役と執行役員で構成される執行役員会において適時適切な報告を受けることで、迅速かつ適正な意思決定を行っております。また、取締役の職務の執行に関するトレーサビリティを可能とするため、その内容は「文書管理規定」の定めに従い、適切に保存・管理されております。

④ 監査役の職務の執行

監査役は、内部監査室や会計監査人と密接に連携を図ることで内外の情報を取得し、取締役会において常時第三者的立場で取締役の職務の執行に係る監視機能を果たしております。また、監査役の職務の執行に関するトレーサビリティを可能とするため、その内容は「文書管理規定」の定めに従い、適切に保存・管理されております。

⑤ グループ会社管理

定期的に行われる関係会社管理会議において、業績予実、役員会事案、リスク情報がグループ各社役員に共有化されており、グループ経営の透明性が確保されております。

⑥ 財務報告の信頼性確保

内部監査の結果、財務報告の信頼性に疑義の生じる不適合は検出されておられません。

---

本事業報告では、金額及び株式数については、表示単位未満の数値を切捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2024年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>5,896,451</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,959,291</b>
現金及び預金	3,537,871	業務未払金	290,309
受取手形・完成業務未収入金及び契約資産等	2,261,339	短期借入金	1,000,000
未成業務支出金	30,409	リース債務	23,279
その他の	66,829	未払金	153,200
		未払費用	391,063
		未払法人税等	157,511
		契約負債	910,424
		受注損失引当金	4,846
		その他の	28,655
<b>固定資産</b>	<b>1,525,064</b>	<b>固定負債</b>	<b>464,565</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>714,321</b>	リース債務	22,501
建物及び構築物	113,403	役員退職慰労引当金	150,684
土地	526,435	退職給付に係る負債	288,067
リース資産	43,000	その他の	3,312
その他の	31,483		
<b>無形固定資産</b>	<b>128,550</b>	<b>負債合計</b>	<b>3,423,857</b>
リース資産	1,690	<b>純資産の部</b>	
その他の	126,859	<b>株主資本</b>	<b>3,765,042</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>682,191</b>	資本金	1,000,000
投資有価証券	111,807	資本剰余金	250,000
繰延税金資産	156,649	利益剰余金	2,517,686
退職給付に係る資産	13,512	自己株式	△2,644
保険積立金	331,258	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>48,286</b>
長期未収入金	38,040	その他有価証券評価差額金	47,110
その他の	68,964	退職給付に係る調整累計額	1,175
貸倒引当金	△38,040	<b>非支配株主持分</b>	<b>184,329</b>
<b>資産合計</b>	<b>7,421,515</b>	<b>純資産合計</b>	<b>3,997,658</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>7,421,515</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 2023年12月1日)  
(至 2024年11月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	8,061,713
売上原価	5,991,220
<b>売上総利益</b>	<b>2,070,492</b>
販売費及び一般管理費	1,307,813
<b>営業利益</b>	<b>762,679</b>
営業外収益	
受取利息及び配当金	2,024
受取家賃	9,529
保険解約返戻金	2,565
その他	4,365
<b>営業外費用</b>	
支払利息	21,761
その他	386
<b>経常利益</b>	<b>759,016</b>
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>759,016</b>
法人税、住民税及び事業税	251,286
法人税等調整額	△5,465
<b>当期純利益</b>	<b>513,195</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	405
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>512,790</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2023年12月1日)  
(至 2024年11月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,000,000	250,000	2,022,440	△2,411	3,270,029
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△17,544		△17,544
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			512,790		512,790
自 己 株 式 の 取 得				△233	△233
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	495,246	△233	495,012
当 期 末 残 高	1,000,000	250,000	2,517,686	△2,644	3,765,042

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	30,525	△1,572	28,953	187,065	3,486,049
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△17,544
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益					512,790
自 己 株 式 の 取 得					△233
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	16,585	2,747	19,333	△2,736	16,596
当 期 変 動 額 合 計	16,585	2,747	19,333	△2,736	511,609
当 期 末 残 高	47,110	1,175	48,286	184,329	3,997,658

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連 結 注 記 表

## (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数…………… 3社

連結子会社……………(株)ケーイーシー商事、(株)ケーイーシー・インターナショナル、  
(株)ケー・デー・シー

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

FSK人材育成(株)

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有 価 証 券

その他有価証券 市場価格のない……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は  
株式等以外のもの……………移動平均法により算定）

##### ② デ リ バ テ ィ ブ……………時価法

##### ③ 棚 卸 資 産

未成業務支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に  
基づく簿価切下げの方法）

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

- ① 有形固定資産……………定率法  
(リース資産を除く)                   なお、1998年4月1日以降に取得した建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産……………定額法  
(リース資産を除く)                   なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。  
市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年）における見込販売収益に基づく償却額と見込販売期間に基づく定額償却額のいずれか大きい額を償却しております。
- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 受注損失引当金……………受注業務に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において見込まれる未成業務の損失額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

## (4) 退職給付に係る会計処理方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用につきましては、発生時の連結会計年度に一括費用処理しております。

数理計算上の差異につきましては、発生時の翌連結会計年度に一括費用処理しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

当連結会計年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した額を超過している退職給付制度については、退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。

#### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

##### (イ) 建設コンサルタント事業

###### (i) 調査及び設計業務

調査及び設計業務は、社会インフラに関する調査・計画・設計のサービスを提供する業務で、業務の進捗に応じて主として設計図面等の他に転用できない資産が創出され、かつ完了した部分の支払いを受ける強制可能な権利を有すると考えられるため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。現在までに移転したサービスの顧客にとっての価値を直接的に見積ることが困難であるため、過去の同様の受注元及び受注業務の内容に照らし、発生した原価を基礎としたインプットに基づき履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができると判断した場合は、インプット法により当該進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、契約ごとに期末日までに発生した原価が、見積り総原価に占める割合に基づいて行っております。また、進捗度を合理的に見積もることができないが、履行義務を充足する際に発生した費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。

###### (ii) 施工管理業務

施工管理業務は、社会のインフラの建設に関する管理を施主に代わって実施するサービスを提供する業務で、契約によりサービス提供の期間あるいは回数が定められており、サービス提供の進捗により顧客が便益を享受するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、期間経過又はサービス提供の回数による進捗度に基づき収益を認識しております。

###### (iii) 技術協力プロジェクト業務（海外建設コンサルタント特有の業務）

海外建設コンサルタントの技術協力プロジェクト業務は、カウンターパート（当該プロジェクトの業務対象国）が主体となってプロジェクトが実施され、当社はそれを支援・指導するサービスを提供する業務です。本業務は、契約によりサービス提供の期間あるいは回数が定められており、サービス提供の進捗により顧客が便益を享受するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、期間経過又はサービス提供の回数による進捗度に基づき施工管理業務と同様の方法で収益を認識しております。

##### (ロ) 情報処理事業

###### (i) 情報処理サービス

###### (a) システム開発・データ処理業務

システム開発・データ処理業務は、顧客が発注仕様で定めたシステムの開発およびデータ処理を行うサービスを提供する業務で、契約による義務を履行することによって主としてコンピュータープログラムやデータベース等の資産価値が増加し、当該資産の価値が増加するにつれて顧客が当該資産を支配することになるため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。現在までに移転したサービスの顧客にと

っての価値を直接的に見積ることが困難であるため、過去の同様の受注元及び受注業務の内容に照らし、発生した原価を基礎としたインプットに基づき履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができると判断した場合は、インプット法により当該進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、契約ごとに期末日までに発生した原価が、見積り総原価に占める割合に基づいて行っております。また、進捗度を合理的に見積もることができないが、履行義務を充足する際に発生した費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。

(b) IT機器類の販売業務

IT機器類の販売業務は、顧客が発注仕様で定めたIT機器類を調達・設定・納品を行う業務で、顧客に当該機器類を引き渡すことを履行義務としており、当該機器類に対する支配が販売により顧客に一時点で移転するため、一時点で充足される履行義務と判断し、資産に対する支配を顧客に移転することにより当該履行義務が充足された時点、具体的には当該IT機器類が納入時検収に合格した時点で収益を認識しております。

(c) 保守業務

保守業務は、顧客が発注仕様で定めたシステムの保守を行うサービスを提供する業務で、契約によりサービス提供の期間が定められており、サービス提供の進捗により顧客が便益を享受するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、期間経過又はサービス提供の回数による進捗度に基づき収益を認識しております。

(d) 自社開発ソフトウェアのレンタル業務

自社開発ソフトウェアのレンタル業務は、公務員向け人事評価システム「ススムくん」の機能をレンタルする業務で、「リース取引に関する会計基準」が定義するオペレーティング・リース取引に該当します。リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を収益として認識しております。

(ii) 人材派遣等のサービス

人材派遣等のサービスは、事務分野を中心に幅広い業務に対応した人材を派遣するサービスを提供する業務と、主に顧客の窓口業務を代行するサービスを提供する請負業務に大別されます。両者ともに契約によりサービス提供の期間あるいは稼働予定時間が定められており、サービス提供の進捗により顧客が便益を享受するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しております。人材を派遣するサービスについては、派遣社員の派遣期間における稼働実績に基づき収益を認識しております。請負業務については契約期間にわたり毎月均一のサービスを提供するため、期間経過に基づき収益を認識しております。

(ハ) 不動産賃貸・管理事業

不動産賃貸・管理事業は、賃貸契約に基づき建物の賃貸及び管理を行う事業で、賃料は「リース取引に関する会計基準」が定義するオペレーティング・リース取引に該当します。リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を収益として認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法……………特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
  - ヘッジ手段……………金利スワップ
  - ヘッジ対象……………借入金
- ③ ヘッジ方針……………将来の金利変動によるリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を導入しております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法……………基本的にヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同じであり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動、またはキャッシュ・フロー変動を相殺しているヘッジ取引につきましては、有効性の評価を省略しております。それ以外のヘッジ取引につきましては、ヘッジ取引開始時の予定キャッシュ・フローと判定時点までの実績キャッシュ・フローの累計との差異を比較する方法によっております。

## (重要な会計上の見積り)

(一定の期間にわたり履行義務が充足される契約に係る収益認識（インプット法）に関する売上計上)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高 4,466,538千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

### ①見積の算定方法

建設コンサルタント事業の調査・設計業務及び情報処理事業のシステム開発・データ処理業務においては、現在までに移転したサービスの顧客にとっての価値を直接的に見積ることが困難であるため、過去の同様の受注元及び受注業務の内容に照らし、発生した原価を基礎としたインプットに基づき履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができると判断した場合は、インプット法により当該進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、契約ごとに期末日までに発生した原価が、見積り総原価に占める割合に基づいて行っております。

### ②見積りの算出に用いた仮定

見積り総原価は、顧客から提示される発注仕様や顧客と協議した内容に基づいて作業工程を想定し、社内生産部分は作業内容が類似する案件を参考にして工数を見積もることに加え、外部生産部分は協力会社から見積りを取得することなどにより、詳細に積み上げて算出しております。また、月次で見積りと実績を比較することにより、適時・適切に見直しております。

### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響額

当社グループの手がける案件は個別性が高く、基本的な仕様や作業内容が顧客からの発注仕様に基づいて行われることに加え、顧客との協議によりその内容に変更が加えられることがあります。従って、総原価の見積りにあたっては、専門的な知識や経験に基づく一定の仮定と判断を行っておりますが、想定外の費用が発生する可能性があることから、総原価を月次で見直しております。また、大幅な仕様変更が生じた場合は契約額が変更となることもありますが、この変更は顧客の予算状況に依存することから不確定事項が多く、収益はその時点における最新の契約額を根拠として算出しております。その結果、翌連結会計年度の連結計算書類において、建設コンサルタント事業および情報処理事業における一定の期間にわたり収益を認識する方法（インプット法）に関する売上高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

**(連結貸借対照表に関する注記)**

1. 有形固定資産の減価償却累計額		694,743千円
2. 担保に供している資産	預 金	237,262千円
	建 物	101,269千円
	土 地	525,942千円
	投資有価証券	23,296千円
	差入保証金(注)	50,800千円
	保 険 積 立 金	185,041千円
	合 計	1,123,611千円

上記に対応する債務 短期借入金 1,000,000千円

(注) 連結子会社に差し入れている敷金を担保に供しており、連結貸借対照表上は相殺消去されております。

**(連結株主資本等変動計算書に関する注記)**

1. 当連結会計年度末における発行済株式数	普通株式	586,100株
2. 当連結会計年度末における自己株式数	普通株式	1,343株
3. 配当金支払額		

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2024年 2月28日 定時株主総会	普通株式	17,544	30.00	2023年 11月30日	2024年 2月29日

4. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年 2月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	17,542	30.00	2024年 11月30日	2025年 2月28日

**(表示方法の変更に関する注記)**

(連結貸借対照表)

「流動負債」の「未払費用」の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、「その他」(前連結会計年度344,712千円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、「未払費用」(当連結会計年度391,063千円)として表示しております。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

区分	建設コンサルタント 事業	情報処理事業	不動産賃貸・ 管理事業	合計
(国内) 調査・設計及び施 工管理サービス	6,437,771	—	—	6,437,771
(国内) 情報処理サービス	—	462,259	—	462,259
(国内) 人材派遣等のサー ビス	—	1,048,340	—	1,048,340
(海外) 調査・設計及び施 工管理サービス	76,471	—	—	76,471
顧客との契約から生 じる収益	6,514,242	1,510,599	—	8,024,842
その他の収益	—	33,267	3,604	36,871
外部顧客への売上高	6,514,242	1,543,866	3,604	8,061,713

(注)その他の収益はリース取引に係る収益であります。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4.会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。



### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ①顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	856,551	1,330,924
契約資産	861,225	930,414
契約負債	587,123	910,424

契約資産は、主に請負契約について、期末日時点で履行義務の充足に応じて認識する収益の対価に関する権利のうち未請求のものであり、対価に対する権利が請求可能になった時点で顧客との契約から生じる債権に振り替えております。契約負債は、顧客からの前受金であり、履行義務の充足に応じ収益を認識するにつれて取り崩しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は493,625千円であります。

過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

#### ②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、建設コンサルタント事業において残存履行義務に配分した取引価格の総額は7,193,576千円であり、当該残存履行義務は概ね2年以内に収益として認識すると見込んでおります。情報処理事業においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。不動産賃貸管理事業における残存履行義務はありません。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金の運用は安全性の高い金融資産によるものとし、また、資金の調達には銀行からの借入れによる間接金融により行っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売上債権である完成業務未収入金は、顧客の信用リスクに晒されており、経営管理室を中心に回収状況をモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。四半期毎に時価や取引先企業の財政状態等を把握する体制としております。

仕入債務である業務未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、主として決算日後5年以内に返済期日を迎えるものです。営業債務や借入金等は、流動性リスクに晒されており、当社グループは、適時に資金計画を作成・更新し、その資金計画に応じた適切な預金残高を維持することにより管理しています。長期借入金については、金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であり、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価等については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」4.(6)「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、完成業務未収入金、業務未払金、短期借入金及び未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	81,807	81,807	—
資産計	81,807	81,807	—

市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は30,000千円であり、当該金額は、上記の「投資有価証券」には含めておりません。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	81,807	—	—	81,807
資産計	81,807	—	—	81,807

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は相場価格のある活発な市場で取引されている上場株式により構成されておりますので、レベル1の時価に分類しております。

#### (1 株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 6,521円22銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 876円87銭   |

#### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2024年11月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>5,111,870</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,726,645</b>
現金及び預金	3,072,172	業務未払金	281,095
受取手形・完成業務未収入金及び契約資産等	1,978,336	短期借入金	1,000,000
未成業務支出金	14,682	リース債	22,391
前払費用	43,108	未払金	86,936
その他	3,570	未払費用	271,396
		未払法人税等	144,859
<b>固定資産</b>	<b>1,281,990</b>	契約負債	897,405
<b>有形固定資産</b>	<b>193,532</b>	預り金	17,714
建物	43,615	受注損失引当金	4,846
構築物	179	<b>固定負債</b>	<b>385,408</b>
器具備品	12,424	リース債	21,596
土地	95,361	退職給付引当金	257,002
リース資産	41,950	役員退職慰労引当金	103,867
<b>無形固定資産</b>	<b>28,348</b>	その他	2,942
借地権	10,000	<b>負債合計</b>	<b>3,112,054</b>
ソフトウェア	17,485	<b>純資産の部</b>	
リース資産	863	<b>株主資本</b>	<b>3,234,696</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,060,110</b>	資本	1,000,000
投資有価証券	81,807	資本剰余金	261,662
関係会社株	169,381	資本準備金	261,662
関係会社長期貸付金	130,000	<b>利益剰余金</b>	<b>1,975,678</b>
繰延税金資産	142,029	その他利益剰余金	1,975,678
前払年金費用	7,036	別途積立金	150,000
差入保証金	213,080	繰越利益剰余金	1,825,678
保険積立金	314,739	<b>自己株式</b>	<b>△2,644</b>
長期未収入金	34,626	評価・換算差額等	47,110
その他	2,036	その他有価証券評価差額金	47,110
貸倒引当金	△34,626	<b>純資産合計</b>	<b>3,281,807</b>
<b>資産合計</b>	<b>6,393,861</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>6,393,861</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 2023年12月1日)  
(至 2024年11月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,521,242
売上原価	4,683,779
<b>売上総利益</b>	<b>1,837,463</b>
販売費及び一般管理費	1,112,772
<b>営業利益</b>	<b>724,690</b>
営業外収益	
受取利息及び配当金	7,350
受取家賃	9,529
保険解約返戻金	2,565
その他の	3,872
営業外費用	
支払利息	21,658
その他	386
<b>経常利益</b>	<b>725,963</b>
特別利益	
関係会社株式売却益	3,958
<b>税引前当期純利益</b>	<b>729,921</b>
法人税、住民税及び事業税	230,142
法人税等調整額	△5,107
<b>当期純利益</b>	<b>504,886</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2023年12月1日)  
(至 2024年11月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
			別途積立金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	1,000,000	261,662	150,000	1,338,335
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△17,544
当 期 純 利 益				504,886
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	487,342
当 期 末 残 高	1,000,000	261,662	150,000	1,825,678

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△2,411	2,747,587	30,525	2,778,112
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△17,544		△17,544
当 期 純 利 益		504,886		504,886
自 己 株 式 の 取 得	△233	△233		△233
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			16,585	16,585
当 期 変 動 額 合 計	△233	487,109	16,585	503,694
当 期 末 残 高	△2,644	3,234,696	47,110	3,281,807

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券 市場価格のない……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動株式等以外のもの 平均法により算定）

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

……………時価法

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成業務支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却方法

#### (1) 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

なお、1998年4月1日以降に取得した建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績

率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を

#### (2) 受注損失引当金……………受注業務に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において見込

まれる未成業務の損失額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務

及び年金資産見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの

期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用の……………過去勤務費用については、発生の事業年度に一括費用処理しておりま

す。

数理計算上の差異の……………数理計算上の差異については、発生の翌事業年度に一括費用処理して

おります。

・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した額を超過している退職給付制度については、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

- (4) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

##### (イ) 調査及び設計業務

調査及び設計業務は、社会インフラに関する調査・計画・設計のサービスを提供する業務で、業務の進捗に応じて主として設計図面等の他に転用できない資産が創出され、かつ完了した部分の支払いを受ける強制可能な権利を有すると考えられるため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。現在までに移転したサービスの顧客にとっての価値を直接的に見積ることが困難であるため、過去の同様の受注元及び受注業務の内容に照らし、発生した原価を基礎としたインプットに基づき履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができると判断した場合は、インプット法により当該進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、契約ごとに期末日までに発生した原価が、見積り総原価に占める割合に基づいて行っております。また、進捗度を合理的に見積もることができないが、履行義務を充足する際に発生した費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。

##### (ロ) 施工管理業務

施工管理業務は、社会のインフラの建設に関する管理を施主に代わって実施するサービスを提供する業務で、契約によりサービス提供の期間あるいは回数が定められており、サービス提供の進捗により顧客が便益を享受するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、期間経過又はサービス提供の回数による進捗度に基づき収益を認識しております。

##### (ハ) 技術協力プロジェクト業務（海外建設コンサルタント特有の業務）

海外建設コンサルタントの技術協力プロジェクト業務は、カウンターパート（当該プロジェクトの業務対象国）が主体となってプロジェクトが実施され、当社はそれを支援・指導するサービスを提供する業務です。本業務は、契約によりサービス提供の期間あるいは回数が定められており、サービス提供の進捗により顧客が便益を享受するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、期間経過又はサービス提供の回数による進捗度に基づき施工管理業務と同様の方法で収益を認識しております。



## 5. 重要なヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法……………特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
  - ヘッジ手段……………金利スワップ
  - ヘッジ対象……………借入金
- (3) ヘッジ方針……………将来の金利変動によるリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を導入しております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法……………基本的にヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同じであり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動、またはキャッシュ・フロー変動を相殺しているヘッジ取引につきましては、有効性の評価を省略しております。それ以外のヘッジ取引につきましては、ヘッジ取引開始時の予定キャッシュ・フローと判定時点までの実績キャッシュ・フローの累計との差異を比較する方法によっております。

## (重要な会計上の見積り)

(一定の期間にわたり履行義務が充足される契約に係る収益認識(インプット法)に関する売上の計上)

(1) 当事業年度に計上した金額

売上高 4,246,186千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①見積りの算定方法

建設コンサルタント事業において、一定の期間にわたり収益を認識する方法(インプット法)は、各契約に対して個別に策定した実行予算に対する実際原価の割合を算出し、履行義務の充足に係る進捗度を見積もっております。

②見積りの算出に用いた仮定

実行予算は、顧客から提示される発注仕様や顧客との協議した内容に基づいて作業工程を想定し、社内生産部分は作業内容が類似する案件を参考にして工数を見積もることに加え、外部生産部分は協力会社から見積りを取得することなどにより、詳細に積み上げて計算しております。また、毎月末に見積りと実績を比較することによって、適時・適切に実行予算を見直しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響額

当社の手がける案件は個別性が高く、基本的な仕様や作業内容が顧客からの発注仕様に基づいて行われることに加え、顧客との協議によりその内容に変更が加えられることがあります。従って、実行予算の見積りにあたっては、専門的な知識や経験に基づく一定の仮定と判断を行っておりますが、想定外の費用が発生する可能性があることから、実行予算を月次で見直しています。また、大幅な仕様変更が生じた場合は契約額が変更となることもありますが、この変更は顧客の予算状況に依存することから不確定事項が多く、収益はその時点における最新の契約額を根拠として算出しております。その結果、翌事業年度の計算書類において、建設コンサルタント事業における一定の期間にわたり収益を認識する方法(インプット法)に関する売上高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

**(貸借対照表に関する注記)**

1. 有形固定資産の減価償却累計額		213,179千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務		
関係会社に対する長期金銭債権		191,170千円
関係会社に対する短期金銭債務		6,078千円
3. 担保に供している資産	預 建 土 投 資 有 価 証 券 差 入 保 証 金 保 険 積 立 金 合 計	237,262千円 35,185千円 94,868千円 23,296千円 50,800千円 185,041千円 626,453千円
上記に対応する債務	短 期 借 入 金	1,000,000千円

**(損益計算書に関する注記)**

1. 関係会社との営業取引高	売 上 高 売 上 原 価 販売費及び一般管理費	7,000千円 60,934千円 39,126千円
2. 関係会社との営業取引以外の取引高	受 取 利 息 受 取 配 当 金 資 産 譲 渡 高	1,750千円 3,628千円 102,908千円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

当事業年度の末日における自己株式数                      普 通 株 式                      1,343株

**(収益認識に関する注記)**

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	78,694千円
役員退職慰労引当金	31,804千円
減損損失	2,035千円
有価証券評価損	5,148千円
未払費用	46,675千円
その他	46,648千円
繰延税金資産小計	211,007千円
評価性引当額	△52,813千円
繰延税金資産合計	158,194千円

## 繰延税金負債

前払年金費用	△2,154千円
その他有価証券評価差額金	△14,010千円
繰延税金負債合計	△16,164千円
差引：繰延税金資産純額	142,029千円

**(関連当事者との取引に関する注記)**

種類	会社の名称	議決権の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 ケー・デー・シー	直接 53.59	業務委託 役員の兼任	業務委託 (注1)	35,480	業務未払金	3,865
子会社	株式会社 ケーイーシー商事	直接 100.00	不動産賃借 資金の貸付 役員の兼任	不動産賃借、管理 (注1)	64,580	—	—
				資金の回収	—	関係会社 長期貸付金	130,000
				利息の受取 (注2)	1,750	—	—
				保証金の差入	—	差入保証金	191,170
子会社	株式会社 ケーイーシー・ インターナショナル	直接 100.00	—	同社株式の譲渡 (注4)	102,908	—	—

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 業務委託等については、他の取引事例と同様に当社の算定価格に基づき、個別交渉にて決定しております。
- (注2) 利息の受取につきましては市中相場を基に決定した条件によっております。
- (注3) 銀行からの資金借入に際して、土地・建物の担保提供を受けております。
- (注4) 譲渡価格は1株当たり純資産を参考に決定しております。

**(1 株当たり情報に関する注記)**

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 5,612円26銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 863円35銭   |

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年1月20日

株式会社 協和コンサルタンツ  
取締役会 御中

海南監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 溝 口 俊 一  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 平 賀 康 磨  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社協和コンサルタンツの2023年12月1日から2024年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社協和コンサルタンツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年1月20日

株式会社 協和コンサルタンツ  
取締役会 御中

海南監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 溝 口 俊 一  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 平 賀 康 磨  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社協和コンサルタンツの2023年12月1日から2024年11月30日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年12月1日から2024年11月30日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年1月21日

株式会社協和コンサルタンツ	監査役会
常勤監査役	山本信孝 ㊟
監査役(社外監査役)	古川龍一 ㊟
監査役(社外監査役)	奥山一寸法師 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議 案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

(期末配当に関する事項)

第64期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、17,542,710円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年2月28日といたしたいと存じます。

以上

## 第64回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区神田須田町一丁目25番  
 J R 神田万世橋ビル ステーションコンファレンス万世橋  
 4階 HALL

交 通	JR	秋葉原駅	電気街口徒歩 4分
		御茶ノ水駅	聖橋口徒歩 6分
		神田駅	北口徒歩 6分
	東京メトロ	銀座線神田駅	6番出口徒歩 2分
		丸ノ内線淡路町駅	A3出口徒歩 3分
	都営地下鉄	都営新宿線小川町駅	A3出口徒歩 3分



※会場は午前9時30分以前にご入館できません。